



右見て、左見て……

新しく一年生になる子どもたちの交通安全教室。上級生をアシスタントに交通ルールを勉強した。

(3月22日、大内小学校で)

—— 2月29日現在 ——

世帯数 28,810 人口 103,078

山口市民憲章

1. 自然をたいせつにし、美しい環境を守りましょう
1. スポーツに親しみ、健康なからだをつくりましょう
1. 互いに助け合い、生活を豊かにしましょう
1. きまりを尊び、良い風習を育てましょう
1. 郷土を知り文化財の愛護につとめましょう

春の交通安全健民運動

通学・通園の安全確保

4月6～15日

四月六日から十五日までの十日間、春の交通安全健民運動が実施されます。

通標識等によくご注意ください。
(自転車は除かれます)

時には車両通行止めです。
このため、この区域に車庫があり、その時間帯に禁止区域を通らなければならない人は、山口警察署に通行許可の申請をしてください。免許証、車体検査証、印鑑を持参してください。

▽このほか、市道糸米竜王線(山高通り)が図のように駐車禁止に、また、市道糸米十王線の荻峠入り口から国道9号線済生会病院かどまでが両側駐車禁止です。

【白石地区】

▽車両通行止め(7:30～8:30)
市道芳沢町下湯田線の万両横駐車場入り口西から白石小学校グラウンド前、市道白石上東線の国道9号線との交差点から市道石原小路白石線との交差点まで、また同交差点から付属小学校正門前までの三道路は、登校

【大殿地区】

▽駐車禁止 市道野田豊栄線(豊栄通り)の山口富林署から県血液センターまでの間と、堅小路の伊勢大路との交差点から

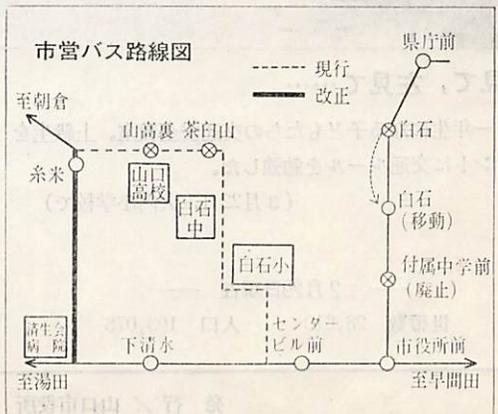
ことしは、運動の目標を、スクールゾーンの設定と、子どもと保護者に対する交通安全指導の二つに置いています。これは、歩行者事故とくに新入学児童や園児、および幼児を交通事故から守ろうというものです。

▽一方通行 前記の三道路は、登校時以外は右回りの一方通行になります。この交通規制のため時間ごとに表示がかわる可動式交通標識が設けられます。

▽一方通行 大殿大路の山口赤字病院から堅小路までの間は西進だけの一方通行になります。歩行者の通行路を確保するために路側帯を設けます。この中には車は進入できません。

としよりと子どもは動く赤信号

新たに交通規制
スクールゾーン
山口市内で設定されるスクールゾーンは、大殿小学校と白石小学校周辺の二地帯です。それぞれの小学校を中心とした、おおむね五〇〇四方の範囲に定められ、車両に対するいろいろな交通規制が実施されます。
スクールゾーンで四月八日から新たに実施される交通規制は、下の図のとおりです。



▽一方通行 大殿大路の山口赤字病院から堅小路までの間は西進だけの一方通行になります。歩行者の通行路を確保するために路側帯を設けます。この中には車は進入できません。
市営バス、路線と停留所変更
▽糸米經由朝倉線の糸米市役所間を、つぎのように変更します。(現行) 糸米～山高裏～茶臼山～市役所 (変更) 糸米(済生会病院横)～下清水～市役所
▽白石停留所は位置を市役所寄りに変更、「付属中前」停留所を廃止します。
いずれも四月一日からです。

▽国民健康保険料△

賦課期日と納期が変わります

四月に計算、納期は六～三月
 四月に計算、納期は六～三月
 いままで国保(国民健康保険)の保険料は、前期分を四月一日、後期分を十月一日現在の年二回に分けて計算(賦課)していました。また、納期も前期が四～九月の六回、後期が十～三月の六回の十二回ありました。

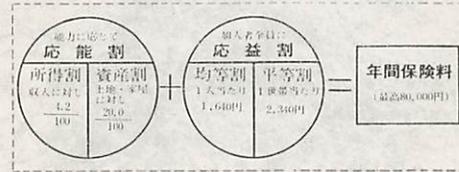
これに、今年度から保険料は、年一回四月一日現在で計算し、納期も六～三月の十回に改めることになりました。

回になりませんので、各期別の保険料は少し多くなりますが、年間の保険料の額は変わりません。

たとえば、年間一万二千元の保険料を納める場合、いまでは月千円ずつの十二回でしたが、今年度からは千二百円ずつの十回になるわけです。

保険料計算の仕方は、

保険料の計算の仕方は、いままでと同様です。負担能力に応じた応能割りと、



国保で利益をうける加入者全員が負担する応益割りとの方を合わせて計算します(上図)。

今年度の保険料は、前年(四十六年)の総所得を対象として四月一日現在で計算し、六月十五日に保険料の決定通知書を発送いたします。

合理化された賦課方式に

いまでは、前期分の保険料の所得割りは、前年の十月一日現在で把握した前々年の総所得を対象として計算していました。また、後期分は前年の総所得に対し、十月一日現在で計算していたものです。このため、いろいろな不合理な点がおこりますので、このたびから改めることにしました。

保険証はたいせつに

保険証は、山口市の国民健康保険に加入していることを証明する資格証明書です。また、病院などで保険診療を受ける受診券でもあります。

めることができまますから、便利になりました。

▽納期限

国民年金保険料

三カ月ごとに納付書で

国民年金保険料の納付方法が変わります。これまで集金カードで毎月納めていたただいておりましたが、これからは「納付書」で三カ月ごと、年四回に分けて納期限までに納めていただくこととなります。

また、納付書をご持参になればお近くの市指定金融機関などで納

- 四・五・六月分 六月三十日
- 七・八・九月份 九月三十日
- 十・十一・十二月份 十二月二十八日

ります。たいせつに取り扱って、受診のときには必ず診療窓口に提示しましょう。

この保険証は、四月からふじ色の新しいものになります。黄色のいままでの分は使えませんが、新しい保険証と交換して使えます。

テレビ「こちら市役所」
 4月13日 TYS 朝7:10

テレビ山口(TYS 38・39チャンネル)から金曜日に放送してました「こちら市役所」は、四月から隔週木曜日に変わります。

時間は朝7時10分からです。
 ぜひご覧ください。

四月十三日には、この四月に山口市が指定された「交通安全モデル市」について、公害交通課長近本成恭がお話します。

老人ホーム・福寿園 改築寄付金

朝倉町にある老人ホーム・福寿園は、昭和二十九年に建てられたもので、市では改築についていろいろ検討をしています。

このたび、つぎのかたがたから、この改築資金にしてほしいとご寄付がありました。そこで老人ホーム・福寿園改築のための基金を設け、これらのかたがたの善意を積み立てていくことにしました。

▽平田八重子氏(朝倉町五十四) 十万円
 ▼兼重朝輔氏(木町二一九) 亡母香典返し金一封
 ▼平井西部落五万円

市民会館建設寄付金

▽光雲山法開寺(滝町) 一万円
 ▼累計(三月二十日現在) 六千八百六十二万三千六百一十一円

乳幼児の予防注射会場変更

七日何遠亭は観光センターに
 前号「市報」のジフテリア等の予防注射日程表のうち、四月七日の「湯田何遠亭」は湯田温泉まつりで混雑しますので「観光センター三階(水野旅館前)」に変更します。時間は変わります。十三時三十分～十五時。



木戸山を桜の名所に 3月12日、北の玄関口一木戸山を桜で埋めようと、宮野観光協会では植樹と手入れを行ないました。

花も実もある・二島地区

農地開発と村づくり運動



山口市秋穂二島地区——地区中心部は山口市役所から南々西に約十七キロ、瀬戸内海に突き出す秋穂半島の西半部を占め、山口市の最南端に位置する。

磯の香をのせてわたる風は甘く、春の日はあくまで明るい。春田をぬけていく八十八カ所霊場巡りも、もう間近。

この、のどかな風光の地に、いますすめられているのが『県営秋穂二島地区総合農地開発事業』と『四十八分の一運動』というユニークな地域活動である。

干ばつ田をうるおし
みかん団地をつくる

日はよく当たるが水が少なく、『水』——それは常襲干ばつ地帯の農民にとって『長年の願望であった』——という。ここに水を引き水田をうるおし『金にならない秋穂のハゲ山』を開拓してみかん団地をつくる——これが四十四年度から五カ年計画で、約八億円の事業費をかけてすすめられている『県営秋穂二島地区総合農地開発



【3】上の写真は
すすむみかん
ん団地造成

事業』である。

給水は、樫野川下流(名田島・島部落)に防潮せきを設け、貯留、取水した水を二三〇キロワットモーター付きのポンプ二台で、地区内のごく用水の不足する約二百ヘクタールで使うため池(二十四カ所)に送水し、水田用水の補給をするとともに、みかん園に給水する。

開墾のブルドーザー必死吹雪(ふぶき)衝(つ)き完成期迫るとピッチを上げる 浅原準一
上田(あげた)部落火の山のみかん団地(二〇ヘクタール)が現在造成中で、向かいの速下山団地(二〇ヘクタール)は昨年完成、さらに四十七年度事業で大江・宮野原団地造成にかかる。新団地と既設のもので約一〇〇ヘクタールになる。やがて何百年来の雨待田に植えは解消しミカン狩りのバスやマイカーが列をなす。



日曜ペン習字講座の 受講者を募集

中央公民館では、日曜ペン習字講座を開きます。ご希望の方はお申し込みください。

▽期間 四月十六日から七月九日までの毎週日曜日、十三時から十六時まで

▽場所 中央公民館

▽講師 現代ペン習字研究会理事・水島清翠氏

▽募集人員 四十人

▽費用 会費月五百円、ほかに入会金百円

▽申し込み 四月十二日までに会費を添えて中央公民館へ

奨学生を募集・内海奨学会

内海奨学会では、昭和四十七年度の奨学生を、次のように募集しています。

▽資格 市内に住所のある学校
教育法による大学生(四年制)
(他の奨学生や授業料免除になっていないこと)

▽貸与月額 県外の大学五千元
県内の大学三千元

▽募集人員 約三人

▽受け付け期限 六月十五日

▽手続き 願書(事務局に準備)に所得証明、住民票謄本、健康診断票等を添付

▽その他 奨学金は卒業後返還すること。詳細は同会事務局(市教委内)へ。

善意の結集・148運動

汗をかいて
楽しもう



おじいちゃん、おばあちゃん、子どもたちや男たちが、肩を組んで九ちゃんのジエンカを踊る。フーイー言いながらみんなニコニコ人のきずな、その喜び。

「かあさんお肩をたたきましよう」のなつかしい童謡に合わせて肩たたき——ほのぼの母さんのおい（子どもたちよ「代償」を求めずに母の肩をたたけ）。エイサ、エイサ、かけ声勇ましくソーラン節に合わせて「ろ」こぎ——スロ—ガンの「美しい自然の二島は汗をかいて楽しもう」の「汗」であり二島の海——生産の喜びだ。



気持ちのいい曲に合わせて——二島体操の講習会。3月11日、二島小で。

ゲーム性と集団の喜びのあるすばらしい二島体操。十種からなり時間は約四分。二島地区は四十六年度体力づくりモデル地区（総理府指定）に指定され、公民館が中心となり、二島小や山大の先生、地区の体育委員などたくさんの方の——「知恵と善意の結集」（野島公民館長）が二島体操である。

次々に花開くアイディア

二島体操も、同地区がすすめている「四十八分の一運動」（毎日わずかな時間（三十分）——一日二十四時間のうちの四十八分の一）をさいて社会のため自分のためになるよう、生活の中に位置づけ、みんなで連帯のある地域社会をつくらう）——の一環。

二島の地域活動は、すべて、この「二島憲章」ともいえる「四十八分の一運動」の願いの中に、次々とアイディアが花開いていく。

花の二島——といえば、子ども会の花いっぱいから、菊づくり、さらに朝日山のつつじ栽培——と全地域的な「密度」において日本一だらう。「おとうさんの会」ががんばっているのも二島ならではだ。駅伝大会には十部落の二島で十四チームが参加するというにぎやかさ。文芸クラブも誕生し、まさに花も実もあるというわけだ。

おたがいがつくり出す喜び

二島地区の地域活動を見ると、学校教育と社会教育が一体になってすすんでいるところに、次々とアイディアが生まれ、それが実を結んでいくことがよくわかる。そして何人かの強力な「人的財産」



迷句？もまた楽しい文芸クラブ例会，本文・メモ中の短歌，川柳は会員の作

「共通の願いを实らせていくために、おたがいに「わが分身」として善意をあつめ、つくり出す喜びを分かち、心豊かに住めるふるさと二島をつくりたい」——三月十一日、二島体操の発表会で「四十八分の一運動」の発想者、野間公民館主事は名演説をぶった。

と、どうもことしは野菜ものりも当てはずれ。

人口・三、九八九人
世帯数・九二六世帯
地区面積・一五・四六平方キロ
耕地面積・四八八ヘクタール
おもな産物・米のほかに、みかん、野菜（キヤベツ、ブロッコリー、玉ねぎ）

メモ

暖冬で蔬菜野家に異変あり
暖冬のダブルパンチで海苔（のり）腐り
ヒサノ
忠治

木堂被服KK・市南部地区への誘致企業第一号として四十五年四月操業開始。婦人、子ども服、紳士ズボン等現在月産約五万点。従業員三五〇人、約九割は女性。地元二島から約一二〇人が勤める。「地元にあるので「出かせぎ」という気がしなくていい」と好評。祭り・大師緑日（八十八カ所霊場めぐり）・旧の三月二十一日。

日	外 科 系			内 科 系		
	病 院 名	電 話	住 所	病 院 名	電 話	住 所
4月の休日当番医						
2	丘 病 院	②1847	中 河 原 町	小 泉 小 児 科	②0009	大 市 町
9	柴 田 外 科	②1012	本 町 2 丁 目	佐 伯 医 院	②1490	黄 金 町
16	吉 永 外 科	②3263	旭 通 り 1 丁 目	サ サ キ 医 院	②3237	権 現 山
23	山口赤十字病院	②0680	八 幡 馬 場	清 水 医 院	②0732	中 央 5 丁 目
29	佐々木外科	②2537	泉 都 町	城 島 小 児 科	②3235	熊 野 町
30	済生会山口病院	②2430	緑 町	田 村 内 科	②6533	平 井

診察時間は8時30分から17時30分まで，保険証をお忘れなく。

地方自治法第233条第5項の規定に基づき、昭和45年度決算の要領を次のとおり公表します。

昭和47年4月1日

山口市長 兼 行 恵 雄

▷ 昭和45年度決算の要領 ◁

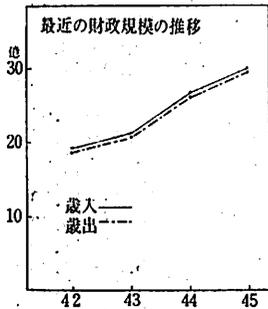
一般会計 決算額 29億,5687万円

1 一般会計決算のあらまし

昭和45年度の当初予算は24億6,483万3千円の規模でしたがその後、5回の補正により最終予算は30億2,406万5千円になりました。

これに対し決算額は、歳入29億9,270万1千円、歳出29億5,687万2千円で、歳入・歳出差し引き3,582万9千円を翌年度へ剰余金として繰り越すことになりました。

なお、昭和42年度以降の最近の財政規模の推移は下のグラフのとおりです。



2 歳入

歳入決算額は29億9,927万1千円で、前年度に比べて14.5%の伸びとなっておりますが、これは市税と地方交付税がそのおもなものです。内訳は第1表のとおりです。

3 歳出

歳出決算額は29億5,687万2千円で、予算執行率は97.8%となり、不要額は6,719万4千円です。款別内訳と性質別内訳は第2表および第3表のとおりです。

第一表 一般会計歳入決算額

款	昭和45年度		昭和44年度		増減状況	
	決算額A	構成比	決算額B	構成比	増減額A-B	増減率
1市 税	1,265,769	42.3%	1,058,760	40.5%	207,009	119.6%
2自動車取得税交付金	49,928	1.7	42,549	1.6	7,379	117.3
3国有提供施設等所在市町村助成交付金	969	0.0	799	0.0	170	121.3
4地方交付税	645,174	21.6	525,459	20.1	119,715	122.8
5交通安全対策金	3,060	0.1	3,932	0.2	△872	77.8
6分担金及び負担金	20,755	0.7	16,307	0.6	4,448	127.3
7使用料及び手数料	43,256	1.5	40,587	1.6	2,669	106.6
8国庫支出金	408,410	13.5	419,475	16.0	△11,065	97.4
9県支 出 金	122,846	4.1	143,983	5.5	△21,137	85.3
10財 産 収 入	112,925	3.8	86,607	3.3	26,318	130.4
11寄 附 金	9,466	0.3	26,677	1.0	△17,211	35.5
12繰 入 金	56,923	1.9	34,783	1.3	22,140	163.7
13繰 越 金	19,822	0.7	17,617	0.7	2,205	112.5
14諸 収 入	109,798	3.7	89,789	3.5	20,009	122.3
15市 債	123,600	4.1	107,500	4.1	16,100	115.0
歳 入 合 計	2,992,701	100.0	2,614,824	100.0	377,877	114.5

第二表 一般会計歳出決算額

款	昭和45年度		昭和44年度		増減状況	
	決算額A	構成比	決算額B	構成比	増減額A-B	増減率
1 歳 会 費	49,978	1.7%	38,176	1.5%	11,802	130.9%
2 経 務 費	752,431	25.4	643,111	24.8	109,320	117.0%
3 民 生 費	540,217	18.3	431,190	16.6	109,027	125.3
4 衛 生 費	114,520	3.9	135,362	5.2	△20,842	84.6
5 労 働 費	92,431	3.1	88,822	3.4	3,609	104.1
6 農 林 水 産 業 費	177,574	6.0	182,336	7.0	△4,762	97.4
7 商 工 費	58,245	2.0	37,739	1.4	20,506	151.3
8 土 木 費	254,680	8.6	219,479	8.5	35,201	116.0
9 消 防 費	84,698	2.9	69,509	2.7	15,189	121.9
10 教 育 費	467,315	15.8	350,775	13.5	116,540	133.2
11 災 害 復 旧 費	53,014	1.8	70,738	2.7	△17,724	74.9
12 公 債 費	253,991	8.6	230,200	8.9	23,791	110.3
13 諸 支 出 金	57,778	1.9	97,565	3.8	△39,787	59.2
歳 出 合 計	2,956,872	100.0	2,595,002	100.0	361,870	113.9

第三表 性質別歳出決算額

区 分	昭和45年度		昭和44年度		増減状況	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	(A)/(B)
人 件 費	1,113,970千円	37.7%	901,734千円	34.8%	212,236	123.5%
物 件 費	216,357	7.3	179,293	6.9	37,064	120.7
維持補修費	33,718	1.1	27,388	1.1	6,330	123.1
扶 助 費	302,390	10.2	247,739	9.5	54,651	122.1
補 助 費 等	100,968	3.4	158,536	6.1	△57,568	63.7
普通建設事業費	643,085	21.8	489,296	18.8	153,789	131.4
補助事業費	272,007	9.2	208,618	8.0	63,389	130.4
単独事業費	280,339	9.5	196,729	7.6	83,610	142.5
県事業負担金	54,722	1.9	54,324	2.1	398	100.7
受託事業費	36,017	1.2	29,625	1.1	6,392	121.6
災害復旧事業費	53,014	1.8	70,738	2.7	△17,724	74.9
補助事業費	48,940	1.7	69,588	2.7	△20,648	70.3
単独事業費	4,074	0.1	1,150	0.0	2,924	354.3
失業対策事業費	72,749	2.5	71,000	2.8	1,749	102.5
公 債 費	253,991	8.6	230,177	8.9	23,814	110.3
積 立 金	101,958	3.5	146,477	5.6	△44,519	69.6
貸 付 金	3,018	0.1	252	0.0	2,766	197.6
貸 出 金	51,296	1.8	42,801	1.7	8,495	119.8
繰 越 金	10,358	0.4	29,571	1.1	△19,213	35.0
合 計	2,956,872	100.0	2,595,002	100.0	361,870	113.9



買い物の苦情や相談、ご意見、ご要望は、市企画課調整係へどうぞ

自主流通米以外の米には、いままでは内地米一〇キ一、五一〇円(乙地)と消費者米価の最高額がきめられていました。四月一日に物価統制令の適用がはずされると、消費者米価は自由になります。

米

四月一日から

物価統制令の適用除外

農林省では、米の値上がりと品質の低下を防ぐために次の関連措置をきめました。

▽業者登録制度の改善
スーパーなどが米を売れるように、大幅に登録条件をゆるめる。

▽業者の体質改善、経営合理化
卸売り業者の合併や大型化と小売り業者の共同化をすすめ、品質統一のため袋詰めの特普及をはかる。

▽政府保有米の売却操作
販売業者への割り当てを弾力

的にするとともに、米の値段が暴騰したときには、政府が直接小売り業者や消費者の委託をうけた者などに売れるようにする。

▽政府売り渡し価格についての物価対策上の措置

一俵(六〇キ)につき六〇円安く卸し、消費者米価を上げないようにするほか、徳用上米(一〇キ一、二五〇円)、徳用米(一〇キ一、〇二五円)はそのままつづける。
▽販売業者に対する価格、表示の指導

標準価格制度をつくり、どのの米屋でも一〇キ一、五一〇円(乙地)の袋詰めのお米を、包装に標準価格であることを明示する。

このほか、流通の適正化をはかるため、県に行政機関、業者、消費者が参加して協議会をつくり、価格、品質、量目、包装、表示などの実態調査や連絡をする、などです。
(注) 物価統制令 昭和二十七年制定。米、工業用アルコール、公衆浴場の入湯料に適用。

犬の登録と予防注射

【登録料 300円 注射手数料 300円】

月日	地区名	場	所	時 間	
4月17日	大内	御下出小長	堀坊	館前所	9.00~9.30
			野野	民館	10.00~10.30
			原原	堂館	11.00~11.30
4月18日	嘉川	大向相岡原深寄	公公公	堂堂堂	9.00~9.30
			公公公	堂堂堂	9.50~10.20
			公公公	堂堂堂	10.40~11.00
	佐山	須出	張公張	堂所	11.20~11.40
			張公張	堂所	13.30~14.00
			張公張	堂所	14.20~15.00
吉敷	四出	官張	内所	9.30~11.00	
		張公張	所	13.30~16.00	
4月19日	嘉川	赤免万出明上	公公公	堂所	9.00~9.30
			公公公	堂所	9.50~10.20
			公公公	堂所	10.40~11.10
	二島	出長折出	張幼公張	所	11.20~11.50
			張幼公張	所	13.30~14.00
			張幼公張	所	14.30~15.00
宮野	和田	張公張	所	9.00~11.00	
		張公張	所	13.30~15.00	
		張公張	所	9.00~11.00	
大歳	和出中	張公張	所	13.30~16.00	
		張公張	所	9.30~10.00	
		張公張	所	10.30~11.30	
4月20日	名田島	島新出	開上作	西会	9.00~9.30
			開上作	西会	10.00~11.30
			開上作	西会	13.30~16.00
鉾銭司	和出	西張	会	9.00~10.00	
		西張	会	10.30~16.00	
		西張	会	9.00~9.30	
仁保	仁保	仁保	協上本	郷支	9.00~9.20
		仁保	協上本	郷支	9.30~9.50

月日	地区名	場	所	時 間	
4月20日	仁保	北河内	坂井商店	前橋所	10.00~10.20
			渡瀬	前橋所	10.40~11.00
			張本商店	前橋所	11.20~11.50
			山本商店	前橋所	13.30~13.50
			八幡部商店	前橋所	14.10~14.30
			八幡部商店	前橋所	14.40~15.00
4月21日	陶	丸尾厚公張	生民	館所	9.00~10.00
			生民	館所	10.30~11.00
			生民	館所	13.00~16.00
4月21日	小罇	一畑区八張	公公公	館所	9.00~10.00
			公公公	館所	10.30~11.00
			公公公	館所	11.20~11.50
4月24日	大殿	天竺寺	分駐	教場	9.30~10.00
			分駐	教場	10.30~11.00
			分駐	教場	13.30~14.00
4月25日	白石	通一丁	万徳寺	横所	9.00~10.30
			万徳寺	横所	11.00~11.30
			万徳寺	横所	13.30~14.00
4月26日	湯田	三和町	秋神	清社	9.00~9.30
			秋神	清社	10.00~11.00
			秋神	清社	13.30~14.00
4月27日	大殿	上野石古	小田	光台	9.00~10.00
			小田	光台	10.30~11.00
			小田	光台	13.30~14.00
4月28日	白石	中市町	荒神	長寿	9.00~9.30
			荒神	長寿	10.00~11.00
			荒神	長寿	13.30~14.30
5月1日	湯田	三和町	隣保	館前	9.00~9.30
			隣保	館前	10.00~10.30
			隣保	館前	11.00~11.30
5月1日	湯田	朝倉町	福寿	園前	13.30~14.30
			福寿	園前	15.00~15.30
			福寿	園前	